

## 教育課程特例校指定変更申請書

文部科学省初等中等教育局長 殿

申請年月日を入力→  
(例. 令和〇年〇月〇日)

令和4年7月25日

管理機関名及び代表者の役職を入力→  
(例. 〇〇市教育委員会教育長)

多治見市教育委員会教育長

管理機関の代表者の氏名を入力→  
(例. 〇〇 〇〇)

渡辺 哲郎

下記のとおり、教育課程特例校の指定変更を希望するので、本申請書により申請します。

## 記

## 1 特別の教育課程を編成・実施する学校の管理機関名等を入力してください。

設置者の別

公立

管理機関名（上段はふりが  
な）

たじみしきょういくいいんかい

多治見市教育委員会

都道府県・指定都市名

21岐阜県

## 2 特別の教育課程を適用する学校種を選択してください。

小学校

## 3 変更後の特別の教育課程を開始する年度を確認の上、チェックを付してください。

 開始年度： 令和5年度

## 4 特別の教育課程の編成・実施計画の変更内容と、変更する理由を記載してください。

現在、教育課程特例校として、第1・2学年では35時間、第3・4学年では60時間、第5・6学年では70時間の外国語科の授業を行い、小中接続をふまえた9年間の系統的な指導を行ってきた。  
来年度以降も同様の時間数で外国語科の授業を実施し、これまでの研究実践の成果を継承するとともに、地域や保護者の付託に応えるため申請するものである。

## 5 変更後の特別の教育課程の概要について、以下から選択してください。（複数の類型を併せて行う場合は、複数選択してください。）

 既存教科等の組み換えによる独自の教科等の新設（※国際バカロレアの教育プログラムによるものを含む。）

→①新設教科等名及びその目標・内容を簡潔に記載してください。（必要に応じて行の高さを調整してください。）

6年間で330時間を『外国語科』として実施し、生き生きとコミュニケーションを図る児童を育成する。文部科学省作成の指導教材（中学年）及び教科書（高学年）に加え、児童の発達の段階に配慮した6年間の指導計画を作成する。さらに、到達目標を生かした評価を実施する。

→②内容を削減する既存教科等について、削減の理由及び当該教科等で削減した内容を教育課程上どのように補完するのかを簡潔に記載してください。

（必要に応じて行の高さを調整してください。）

外国語科では、問題解決的な言語活動を設定するとともに、笠原型コンテンツ・ペイストの手法を生かす指導計画を作成し実践することで、各教科で育成するコミュニケーション能力を補完する。

 英語による教育（いわゆるイメージ教育） その他

6 地域や学校の特色と、その特色を活かして特別の教育課程を編成して教育を行う理由を記載してください。（必要に応じて行の高さを調整してください。）

当該校は、実践的なコミュニケーション能力の育成をめざし、音声から言語を獲得する適期とされている小学校低学年から、児童の発達の段階及び教育課程全体を考慮し、「聞く」「話す」活動を核として「読む」「書く」活動を含めた4技能に渡る外国語教育を展開し、一定の成果を上げてきた。  
 学校の特色ある教育活動を底支えているのは、平成14年度に立ち上げられた『笠原校区幼保小中一貫教育推進協議会』である。同協議会を中心に町を挙げての幼保小中の連携強化が図られており、その中核を担ってきたのが外国語教育であるため、地域や保護者からの強い要請がある。

7 変更後の特別の教育課程における各教科等の授業時数を別紙1-1の教育課程表に入力してください。

8 特別の教育課程の編成・実施計画を変更する学校名の一覧を別紙2に入力してください。

9 以下①~⑦の各項目について、それぞれ要件を満たしていることを確認し、チェックを付してください。

(1) 各学校の同意

①	<input checked="" type="checkbox"/>	特別の教育課程の編成・実施計画を変更することについて、8の各学校の同意を得ている。
---	-------------------------------------	---

(2) 児童生徒の教育上適切な配慮

②	<input checked="" type="checkbox"/>	変更後の特別の教育課程について、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する各学校の教育の目標に関する規定等に照らして適切であることを、多治見市教育委員会において確認済である。
③	<input checked="" type="checkbox"/>	変更後の特別の教育課程において、学習指導要領において全ての児童生徒に履修させる内容として定められている事項が適切に取り扱われていることを、多治見市教育委員会において確認済である。
④	<input checked="" type="checkbox"/>	変更後の特別の教育課程について、児童生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていることを、多治見市教育委員会において確認済である。
⑤	<input checked="" type="checkbox"/>	変更後の特別の教育課程について、保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていることを、多治見市教育委員会において確認済である。
⑥	<input checked="" type="checkbox"/>	変更後の特別の教育課程において、②~⑤までに記載するもの他、児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていることを、多治見市教育委員会において確認済である。

(3) 実施要項記載事項の確認

⑦	<input checked="" type="checkbox"/>	教育課程特例校制度実施要項に記載の事項について、8の各学校及び多治見市教育委員会において確認済である。
---	-------------------------------------	---

10 教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況の報告等に関する以下①~④の各項目について、それぞれ確認し、チェックを付してください。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	8の各学校は、変更後の特別の教育課程に基づく教育の実施状況について、自ら評価を行い、毎年度その結果を公表する予定である。
②	<input checked="" type="checkbox"/>	8の各学校は、変更後の特別の教育課程に基づく教育の実施状況について、①の評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者その他の学校関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、毎年度その結果を公表する予定である。
③	<input checked="" type="checkbox"/>	変更後の特別の教育課程の内容について、8の各学校のウェブサイト（学校のウェブサイトが存在しない又は一時的に利用できないなどの特段の事情がある場合は、地域に広く公表することのできるその他の媒体）において公表し、特別の教育課程が実施されている間公表を継続する予定である。 【令和5年4月30日までに公表し、令和5年5月31日までに文部科学省に報告すること。】
④	<input checked="" type="checkbox"/>	多治見市教育委員会は、教育課程特例校における変更後の特別の教育課程の実施状況を把握・検証し、毎年度、その結果を、当該管理機関等のウェブサイト（当該機関のウェブサイトが存在しない又は一時的に利用できないなどの特段の事情がある場合は、地域に広く公表することのできるその他の媒体）において公表するとともに、文部科学省に報告する予定である。

**【担当者】****1 管理機関**

管理機関名	多治見市教育委員会
担当者氏名（上段はふりがな）	くの ともはる 久野 智治
所属・職名	多治見市教育研究所・所長
住所（上段は郵便番号）	507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地
電話番号	0572-23-5920
メールアドレス	k-ken@city.tajimi.lg.jp